

消防事務の実施機関、主な任務等

	アメリカ*1	イギリス	フランス	ドイツ	日本
消防制度の企画立案	各州政府	コミュニティ・地方自治省	内務省 市民安全局	各州政府（内務省）	総務省消防庁
消防事務の実施機関	<ul style="list-style-type: none"> 主に市町村（シティ、タウンなど）が消防本部を設置（市町村がない地域等においては、郡（カウンティ）やその下部組織（タウンシップ）等が設置） 消防本部：30, 200 	<ul style="list-style-type: none"> 県（カウンティ）又は大都市圏消防組合が消防本部を設置（ただし、一層制の地域では、単一自治体（ユニタリー）又は一部事務組合等で実施） 消防本部：58 	<ul style="list-style-type: none"> 県消防局（SDIS）が実施。一各県（デパルトマン）に設置される固有の法人格を持つ「公施設法人」（ただし、パリ及びマルセイユは軍隊が実施。） 県消防局：96 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村（ゲマインデ）が消防の責任を負う。（おおむね人口10万人以上の都市は常備消防本部の設置を義務づけ。） 常備消防隊：98 義勇消防隊：26, 500 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村又は一部事務組合が消防本部（常備）又は消防団（義勇）を設置。（東京都は東京消防庁が実施。） 消防本部：803 消防団：2, 336
常備消防及び義勇消防の状況	<ul style="list-style-type: none"> 職業消防職員のみで構成される消防本部約8%（主に都市部） 義勇消防職員のみで構成される消防本部約70%（主に都市部以外） 	<ul style="list-style-type: none"> 大都市圏の消防本部においては、ほとんどが常勤職員。 イングランドの大都市圏以外の地域では消防職員の約4割が非常勤職員。 	<ul style="list-style-type: none"> 義勇消防職員は、職業消防職員と同一の組織の中で、協働して消防活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市部では、常備消防隊と義勇消防隊が対等の立場で互いに協力して消防活動を実施。 その他の地域では、義勇消防隊が消防活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの地域で消防本部と消防団の双方が設置され、連携して消防活動を実施。
職員数	職業消防職員 約322, 000人 義勇消防職員 約827, 000人	常勤消防職員 約39, 000人 非常勤消防職員 約19, 000人	職業消防職員 約36, 000人 軍消防職員 約11, 000人 義勇消防職員 約198, 000人	職業消防職員 約28, 000人 義勇消防職員 約1, 036, 000人	消防職員 約158, 000人 消防団員 約885, 000人
（参考）消防車保有数	69, 000台	2, 500台	9, 200台	44, 000台	22, 600台
主な任務	消火 救急（一部） 救助 災害対応 予防査察等	消火 救助 災害対応 予防査察等	消火 救急（一部） 救助 災害対応 予防査察等	消火 救急（一部） 救助 災害対応 予防査察等	消火 救急 救助 災害対応 予防査察等
救急業務の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関、民間企業、病院、ボランティア団体等が実施。 約65%の消防本部で実施。（消防と民間組織の双方が担当する地域も多い。） 	<ul style="list-style-type: none"> なし（保健省所管の国民健康サービス（NHS）が運営） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的措置が必要なものは、概ね県単位に設置されるSAMUが担当。 それ以外は、消防・警察・民間機関等が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 大半の消防機関で実施。 民間機関が実施する州もある。 	<ul style="list-style-type: none"> すべて消防本部で対応。
消防機関による出動件数 *2	消火 1, 451, 500 (4. 8) 救急 15, 767, 500 (52. 7) （出場要請数）（2008年）	消火（火災件数） 392, 569 (6. 5) （1997年）	消火 342, 738 (5. 6) 救急 1, 607, 693 (26. 2) （1996年）	消火 216, 411 (2. 6) 救急 2, 301, 645 (27. 9) （1997年）	消火 60, 343 (0. 5) 救急 5, 100, 779 (39. 9) （消防団の出動除く）（2008年）
火災による年間死者数 *3 （2005年）	4, 000 (1. 34)	515 (0. 85)	660 (1. 08)	605 (0. 73)	2, 250 (1. 76)
（参考）人口・面積 （2006年） 市町村数	人口 299, 398千人 面積 9, 629, 091 k m ² 市町村数 約19, 400 （2002年）	人口 60, 587千人 面積 242, 900 k m ² 基礎自治体数 434 （ユニタリー、ディストリクト等）（2002年）	人口 61, 353千人 面積 551, 500 k m ² 市町村数 約36, 700 （1998年）	人口 82, 366千人 面積 357, 022 k m ² 市町村数 約14, 300 （1998年）	人口 127, 770千人 面積 377, 923 k m ² 市町村数 1, 777 （2009年）

*1 米国では、全国的にデータを集計する仕組みが存在しないため、各消防機関のサンプル値を元に推計している。*2:括弧内は、人口千人当たりの件数 *3:括弧内は、人口十万人当たりの死者数

消防職員*1の労働基本権及び勤務条件の決定方法

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
労働基本権の状況	概要 (他の地方公務員との比較)	<ul style="list-style-type: none"> 州毎に法律で規定されている。 ニューヨーク州、カリフォルニア州においては、労働基本権の状況は他の一般の公務員と同様。 	消防職員を含め、地方公務員の労働基本権は民間労働者と同じ。(地方公務員の身分関係を定める法令がないため。)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員には、法律に基づき任用される「官吏」(Fonctionnaire)と労働契約による職員に分類される。 消防職員は「官吏」であり、労働基本権も「官吏」と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員には、法律に基づき任用される「官吏」(Beamte)と労働契約による職員に分類される。 消防職員は「官吏」であり、労働基本権も「官吏」と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防職員は一般職の地方公務員であり、法律に基づき任用される。 他の一般職の地方公務員と異なり、消防職員には団結権が認められていない。
	団結権	(ニューヨーク州) ○ (カリフォルニア州) ○	○	○ *2	○	×
	団体交渉権	(ニューヨーク州) ○ (カリフォルニア州) ○	○	協約締結権を有しない。	協約締結権を有しない。	×
	争議権	(ニューヨーク州) × (カリフォルニア州) ×	○	○	×	×
勤務条件(給与)の決定方法		(ニューヨーク市) <ul style="list-style-type: none"> 消防職員の労働組合が、行政当局と結ぶ協約により給与が決定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国レベルの労使交渉機関である「消防職員全国合同協議会」による「統一協定」を基準として、各自治体が雇用契約により決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員(官吏)である消防職員は慣例上国家公務員(官吏)の給与体系を使用。 国家公務員(官吏)の給与体系は、政府と全国レベルの労働団体との間での労使交渉の結果を踏まえつつ、政府が政令により設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員(官吏)である消防職員の給与は州法により決定される。 権限ある労働組合の中央機関は、法案の作成に当たり州議会への意見表明のかたちで関与する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、他の地方公共団体、民間との均衡を踏まえ、各地方公共団体の条例で定める。 人事委員会が設置されている市では、人事委員会勧告の対象となる。
(参考)消防職員のストライキ事例		<ul style="list-style-type: none"> ニューヨーク市では、1973年に消防職員約10,900人が約6時間に及ぶストライキを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 2002年に消防職員の全国的なストライキ発生。軍隊が消防活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務上のストライキ程度(書類の作成拒否など) 2006年11月には、約1万人の消防士が参加するデモ発生。 	(把握事例なし)	(事例なし)

*1: この頁における「消防職員」とは、前頁中、職業消防職員(アメリカ、フランス、ドイツ)、常勤消防職員(イギリス)及び消防職員(日本)のことである。

*2: フランスのパリ、マルセイユにおいては、軍隊が消防事務を担っており、軍人である消防職員は団結権、団体交渉権、争議権を有していない。

※ 諸外国の消防制度の概要及び消防職員の労働基本権の状況については、現在、在外公館を通じ調査中であり、本資料は、海外消防情報シリーズ(海外消防情報センター編)など既存の資料を参考に事務局で作成した暫定的なものである。